

29障第890号  
平成29年9月11日

障がい福祉施設 設置法人の代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の  
徹底等について (通知)

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました通り、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）が平成29年6月19日に施行され、各市町の地域防災計画に定められた浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（※）の管理者又は所有者は、これまで努力義務とされていた、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられましたので、上記の要配慮者利用施設を設置する法人におかれましては、対象施設において改正法に基づく避難確保計画を未だ作成していない場合は、早急に御対応いただきますようお願いいたします。（既存の非常災害対策計画に、避難確保計画に記載すべき事項を追加することで避難確保計画とすることができます。）

避難確保計画の作成にあたっては、内閣府等が作成する「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」や、国土交通省が作成する「要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き」等を御活用ください。

※避難確保計画の作成等の義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設であって、各市町の地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設のこと。

※障がい福祉施設として、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設等が挙げられています。

(参考ホームページ)

**【要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集】**

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html> (「内閣府防災情報のページ」にて公表)

**【手引き等 (浸水関係)】**

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

・掲載内容：

水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊

避難確保計画のひな形

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル 等

**【手引き等 (土砂災害関係)】**

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)

・掲載内容：

土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
(手引き、作成例、チェックリスト)

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル 等

※今後、ホームページ更新の関係で上記URLが変わる可能性があります。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 障がい支援係 菊地、篠原 電話 089-912-2424
--